

第8 避難施設の取扱い

1 火災予防条例による避難施設の管理

火災予防条例による避難施設の管理に係る規定の中で第9-1表のとおり「避難口に設ける戸」などの構造に関する規制がある。(条例第58条の3、第61条)

第9-1表 条例による避難施設の規制

規制対象	規制内容
避難口に設ける戸	・外開きとする ・開放したとき、廊下、階段等の有効幅員を狭めない(劇場等以外で、避難上支障ない場合は、内開き以外の戸とすることができる)
避難のために使用する施設に設ける戸(注3)	施錠装置を設けない(非常時に自動的に解錠できるもの(注1)、屋内からかぎ等を用いず容易に解錠できるもの(注2)を除く)
個室型店舗の避難通路に面して設ける戸(注4)	外開き戸は開放した場合に自動的に閉鎖する措置(当該戸を開放しても避難通路の幅員を十分確保できるもの、その他の避難上支障ないと認められるものにあつてはこの限りではない。(注5))

注1 「非常時に自動的に解錠できるもの」とは、自動火災報知設備等と連動して、避難時には自動的に解錠される構造のものをいう。

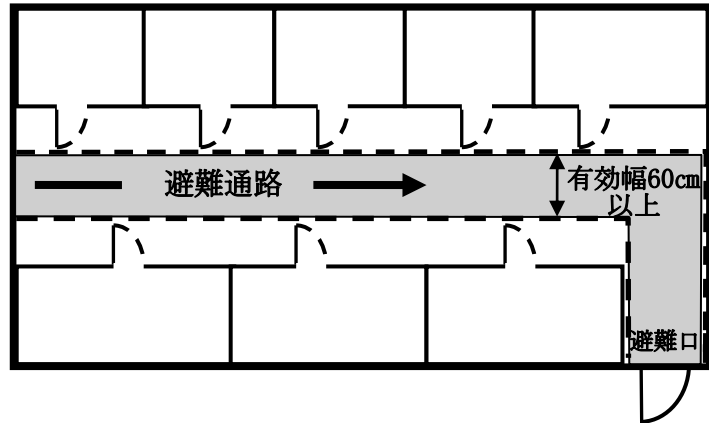
注2 「屋内からかぎ等を用いず容易に解錠できるもの」とは、避難の際にかぎ、IDカード(利用者識別カード)、暗証番号等を用いず解錠できるものをいう。

注3 「避難のために使用する施設に設ける戸」とは次の①～⑨に掲げる出入口に設ける戸とする。

- ① 避難階の屋外に通じる出入口
- ② 避難階以外の階で避難階又は直接地上に通じる直通階段の出入口
- ③ 隣接建物への連絡通路の出入口
- ④ 地下街の店舗の一の構えにおける地下道(公共通路)に通じる出入口
- ⑤ 連続式店舗(店舗及び飲食店等が連続しているもの)に類するものの各店舗の一の構えにおける屋内通路に通じる出入口
- ⑥ 避難器具の設置場所に通じる出入口
- ⑦ 避難のために使用するバルコニー等に通じる出入口
- ⑧ 百貨店等の屋上広場に通じる出入口
- ⑨ 避難場所として使用できる屋上の出入口(建基政令第126条参照)

注4 「個室型店舗」とは、条例第58条の3に規定する「個室型店舗」をいう。

注5 「戸を開放しても避難通路の幅員を十分に確保」とは、避難通路を挟んで対面して設ける外開き戸をともに開放した場合、または、片面に設ける戸を開放した場合、避難通路の有効幅員が60cm以上、かつ、直線的に確保されているものをいう。また、例図を示すと第9-1図となる。(H22.8.9付け札消指導第428号参照)



第9-1図 個室型店舗の避難経路

2 避難通路

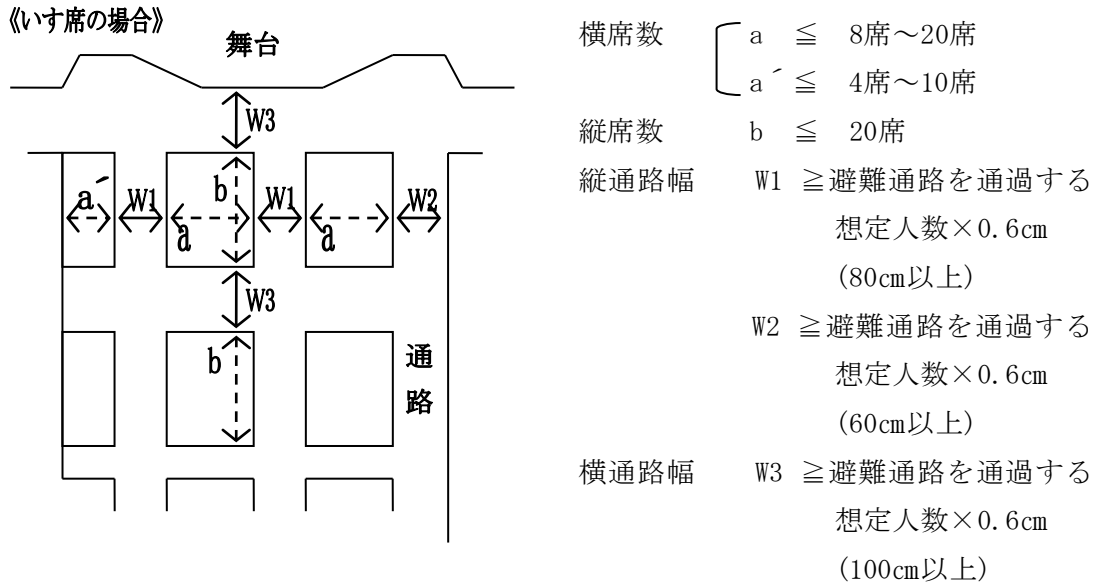
(1) 劇場等の屋内の客席避難通路(条例第57条)

第9-2表に掲げる通路を避難口に直通させる。なお、第9-2表を図示すると、第9-2図となる。

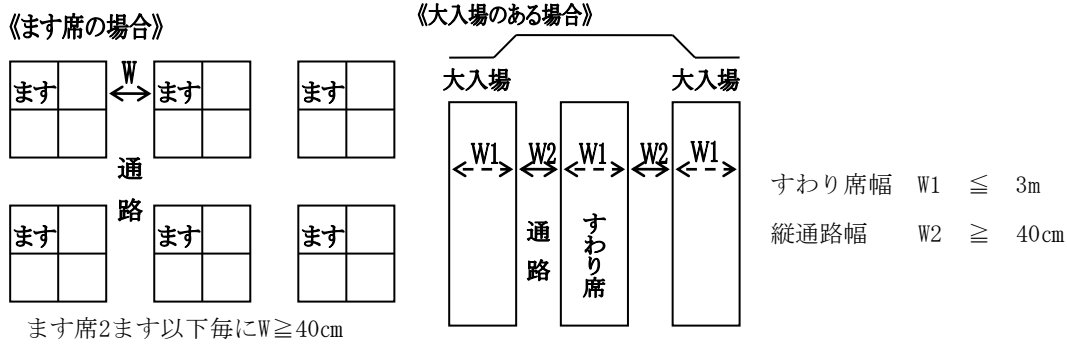
第9-2表 屋内の客席の避難通路

客席の形態	規制内容
いす席	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦通路                             <ol style="list-style-type: none"> <li>横に並んだいす席の基準席数(*) (8席~20席)以下ごとにその両側に設置</li> <li>基準席数の1/2以下ごとにその片側に設置</li> <li>幅員は、避難時の通過想定人数に0.6cmを乗じて得た数値以上、かつ、最低幅員以上(最低幅員：(1)は80cm以上、(2)は60cm以上)</li> </ol> </li> <li>横通路                             <ol style="list-style-type: none"> <li>縦に並んだいす席20席以下ごとに設置</li> <li>最下階にある客席の最前部に設置</li> <li>幅員は、避難時の通過想定人数に0.6cmを乗じて得た数値以上、かつ、1m以上</li> </ol> </li> </ul>
ます席	<ul style="list-style-type: none"> <li>横2ます以下ごとに幅40cm以上の縦通路又は横通路のいずれかを設置</li> </ul>
大入場(おおいりば)のある客席	<ul style="list-style-type: none"> <li>大入場には座席の幅3m以下ごとに幅40cm以上の縦通路を設置(座席部分と識別できるもの。)</li> </ul>

\*基準席数：8席にいす席の間隔が35cmを超える1cmごとに1席を加えた席数(20席を超える場合にあっては20席とする。)



注 ( )内は、最低の幅員



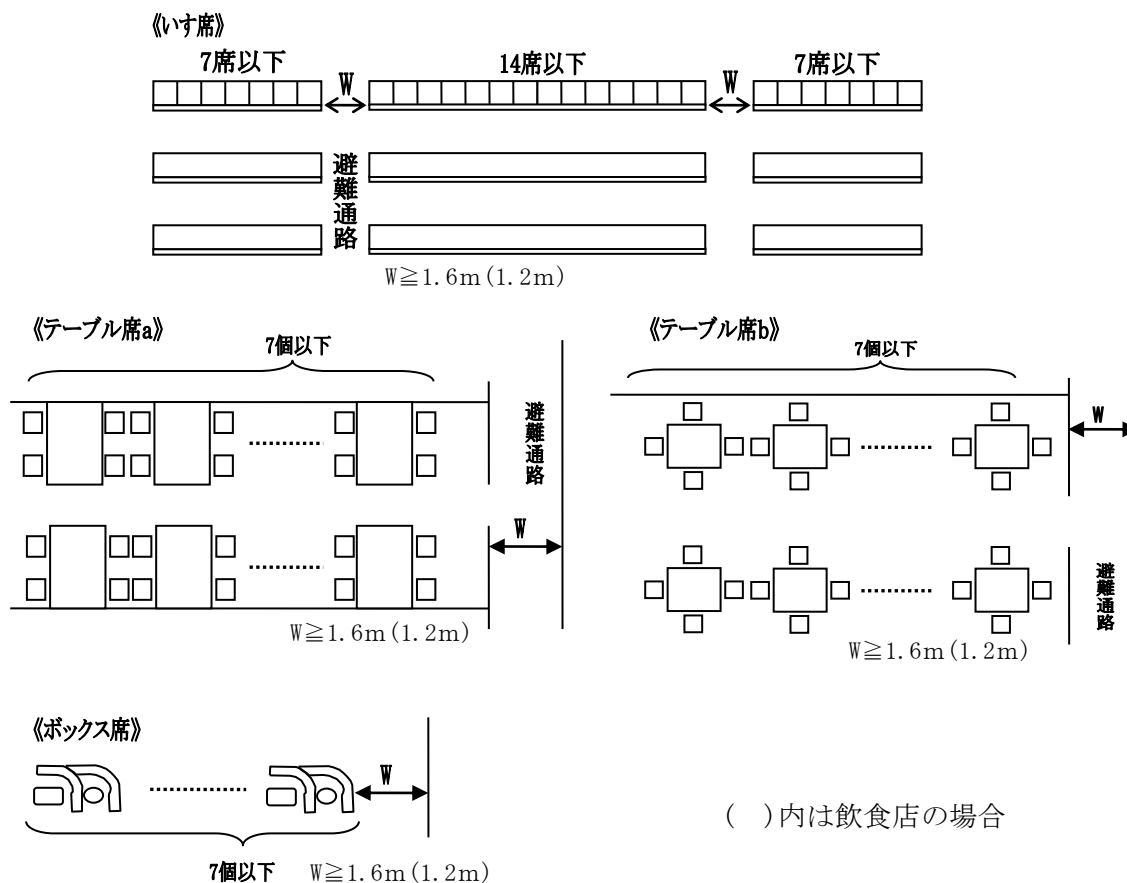
第9-2図 客席の避難通路

(2) キャバレー等の避難通路 (条例第58条)

キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、飲食店その他これらに類するものの客席部には第9-3表、第9-3図のと通りの避難通路を設ける。

第9-3表 キャバレー等の客席の避難通路

対象用途	対象規模	避難通路の幅	条件
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ	当該階における客席床面積150㎡以上の階の客席	1.6m以上	客席各部分から「いす席」「テーブル席」又は「ボックス席」7個以上通過しないで1の避難通路に達すること
上記以外の飲食店		1.2m以上	



第9-3図 キャバレー等の客席の避難通路

(3) 百貨店等の避難通路（条例第59条、昭和58年札消予第1067号）

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の階で、売場又は展示部分（以下「売場等」）における避難のための主要な通路及び補助の通路の設置に関しては、次によること。

ア 売場等の範囲

売場等とは第9-4表に掲げる部分名称欄ごとの適用部分欄をいう。

第9-4表 売場に係る部分

部分名称	適用部分	除外部分
① 物品販売の用に供する部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売のための商品を陳列してある部分</li> <li>製品見本、商品見本、その他の物品を観覧用に供するために陳列してある部分</li> <li>顧客が商品購入、商品選定等のために供する部分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所部分</li> <li>商品等の納入、出荷部分</li> <li>食堂等、従業員休憩所</li> <li>その他上記に類する部分</li> </ul>
② 物品販売部分間の通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品販売部分の間に設けられた顧客の通路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売部分以外の場所を通過する通路</li> <li>建物と建物の上空通路、地下道等</li> </ul>
③ ショールーム等	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品の展示又は実演の用に供する施設</li> </ul>	—

④ サービス施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>手荷物一時預り所</li> <li>購入物品発送承り所</li> <li>店舗案内所</li> <li>その他顧客に対するサービス施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>兼営事業部分(理容室、美容室、医療施設、飲食の用に供する軽食コーナー等)</li> </ul>
⑤ 物品加工修理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>①～④の部分に設けられた物品加工修理場(カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品加工修理場、及び食料品等を販売するための直接必要な加工を行う場所を含む)</li> </ul>	————
⑥ その他の部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>展覧会等の催物のために供される場所</li> </ul>	————

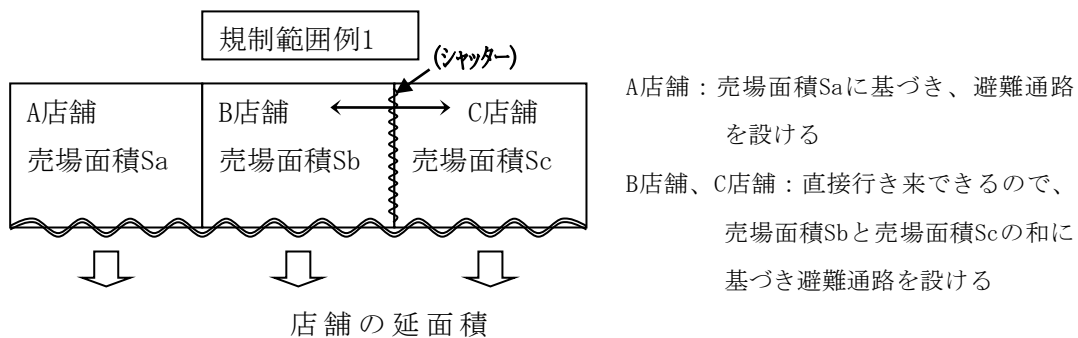
イ 規制の範囲

階ごとの売場等の床面積の合計による。

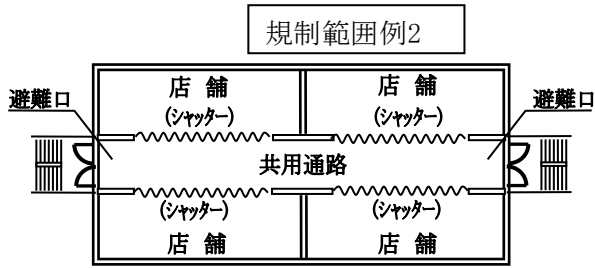
ただし、隣接店舗間で直接往来できる出入口がなく、かつ、直接屋外に面し独立して区画した店舗、屋内の共用通路に面し独立して区画(シャッター区画等による営業時間中開放状態のものを除く。)した店舗は一の構えごとの床面積による。(第9-5表、第9-4～9-6図参照)

第9-5表 避難通路設置規制の床面積算定

規制対象	規制範囲
百貨店等の店舗(地下街、準地下街の店舗を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>階ごとの売場等の床面積</li> <li>次の①又は②の場合は、一の構えごとの売場等の床面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接屋外に面して独立して区画された店舗</li> <li>② 屋内の共用通路に面し、独立して区画(シャッター等の区画で営業中開放状態のものを除く。)された店舗(隣接店舗間に出入口がないもの。)</li> </ul> </li> </ul>
地下街、準地下街の店舗等	物品販売業を営む店舗の一の構えごとの売場等の床面積
展示場	上記の例による

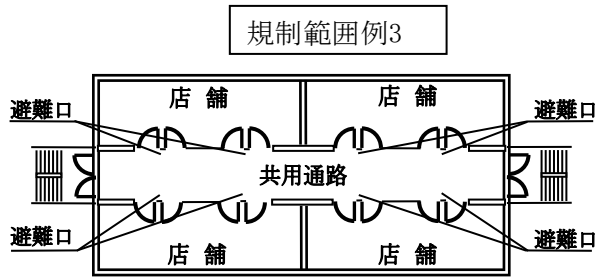


第9-4図



シャッターで区画を構成しているので、全体の面積に基づき避難通路を設ける

第9-5図



それぞれの店舗内で、それぞれの売場面積に基づき避難経路を設ける

第9-6図

ウ 設置基準等

(7) 設置対象床面積及び通路の幅員

売場等における設置対象床面積及び通路の幅員は、第9-6表のとおり。

第9-6表 売場等の床面積と避難通路の幅員

売場等の床面積 (階ごと)	主要避難通路の幅員	補助避難通路の幅員
150㎡以上300㎡未満	1.2m以上	規定なし
300㎡以上1,000㎡未満	1.6m以上	1.2m以上
1,000㎡以上2,000㎡未満	2.0m以上	1.2m以上
2,000㎡以上3,000㎡未満	2.0m以上	1.6m以上
3,000㎡以上	3.0m以上	1.6m以上

(4) 主要避難通路、補助避難通路の基準

主要避難通路、補助避難通路の基準は、第9-7、9-8表、第9-7～9-9図による。

第9-7表 主要避難通路、補助避難通路の基準

主要避難通路	<p>① 売場等の各部分から歩行距離がおおむね10m以下(売場等3,000㎡以上の場合15m)</p> <p>② 二方向避難を考慮</p> <p>③ 配置は「棒状」「ループ状」とすることを原則とし、努めて簡明となるように規模、形態、レイアウト及び避難口の位置等により判断</p> <p>④ 他の部分と色、材質、テープ等により明確に区分</p>
--------	---

補助避難通路	① 主要避難通路のみでは容易に避難できないと認める部分、又は一の避難口に複数の出入口がある場合に設置(主要避難通路、避難口に有効に通じること。) ② 主要避難通路がシャッター等により分断される場合は、直近のくぐり戸に直通するように設置
--------	--

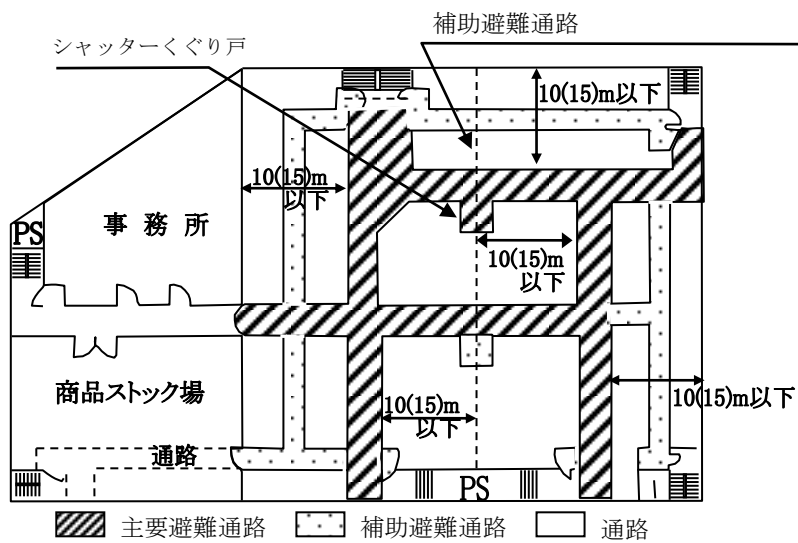
※ 売場、又は展示部分以外の部分に避難口がある場合は本表に準じること

※ 「避難口」とは、次に掲げる出入口をいう。

- ① 屋内から直接地上に通じる出入口又はその付室の出入口
- ② 直通階段、直通階段の階段室又はその付室の出入口
- ③ 隣接建物への連絡通路の出入口
- ④ 地下街、準地下街の店舗、又は展示場の一の構えにおける共用通路へ通じる出入口
- ⑤ 屋内の共用通路に面し、独立して区画(シャッター等の区画で営業中開放状態のものを除く。)された店舗、又は展示場(隣接店舗等間に出入口がないもの。)の一の構えにおける共用通路への出入口

(7) 避難通路の設置例

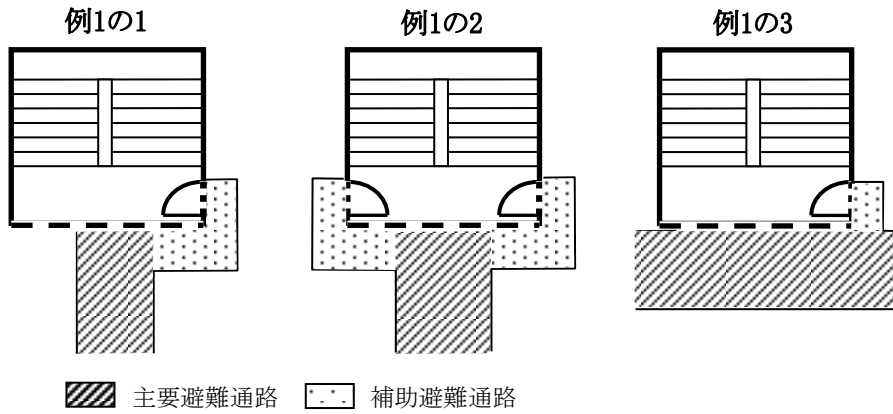
a 階全体の設置例



第9-7図 百貨店等の階全体の避難通路例

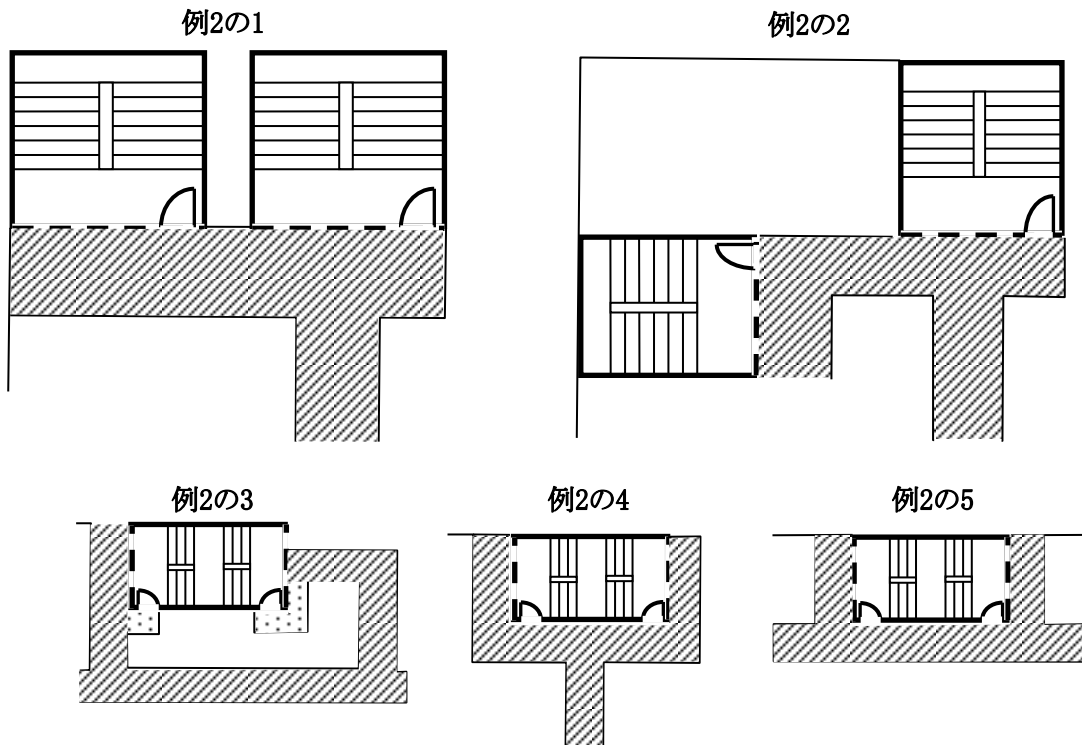
b 一つの避難口に出入口が複数ある場合

主要避難通路は一次的にシャッター等幅員の大きい出入口に通じさせ、袖とびら等幅員の小さい出入口には二次的に補助避難通路を保有する。



第9-8図 避難通路の設置例

c 避難口が隣接している場合



第9-9図 避難通路の設置例

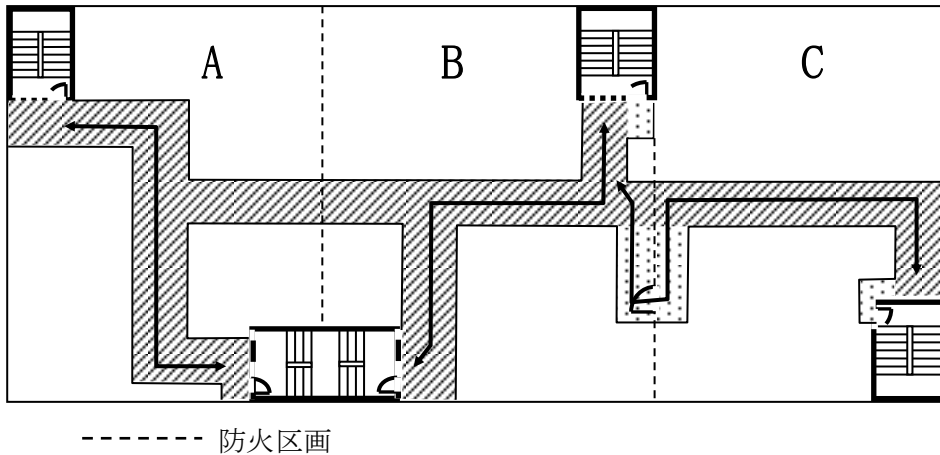
d 防火区画（建基政令第112条に規定する防火区画）されている場合

(a) 防火区画内で二方向避難ができる場合

階全体の主要避難通路が防火区画により分断され、その防火区画ごとに二方向避難が確保できる場合は、支障がないものとする。（第9-10図、A・B）

(b) 防火区画内で二方向避難ができない場合

階全体の主要避難通路が防火区画により分断される場合は、直近のくぐり戸等に通じる補助避難通路をシャッターの両面に保有するものとする。（第9-10図、B・C）



第9-10図 避難通路の設置例

エ 屋上広場

百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、次の方法により、避難上有効に維持しなければならない。（条則第12条の5）

- (7) 当該防火対象物に設備された特別避難階段、避難階段、避難用タラップ及び避難橋等に避難上有効に通ずること。
- (4) 5階以上の階を百貨店等の用途に供する場合は次によること。
  - a 屋上広場には、避難の障害となる工作物を設けないこと。
  - b 屋上広場の面積は、当該防火対象物の建築面積の2分の1以上とすること。

建基法上の運用・取扱い（抜粋）

- ① 屋上広場の設置（建基政令第126条第2項）  
建築物の5階以上の階を百貨店の売場の用途に供する場合に設ける。
- ② 屋上広場の基準（建基政令第122条第2項、第126条第1項）
  - ・2以上の避難階段又は特別避難階段を設ける。
  - ・周囲に高さ1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設ける。